



若草園を支える会 会報 後援会だより

平成29年(2017)1月28日発行 第29号
事務局：社会福祉法人 栄光会 若草園 内
〒787-0155 高知県四万十市下田2 2 1 1
Tel (0880)33-0247/Fax 33-0518
ホームページ⇒ <http://wakakusaen.holy.jp/>
発行：林 博 編集：事務局(寺田)



取引口座 郵便局 01610-5-9632 社会福祉法人 栄光会 若草園
幡多信 下田支店(普) 0083497 「若草園を支える会」会長 林 博

「機関紙『わかくさ』第39号」を同封しています。

◆ 第3回役員会が開かれました

1月16日若草園にて支える会役員会が開かれました。

1 活動報告

- ・4月以降の活動内容と、役員会当日現在の会員加入状況や団体加入の内訳等について報告がありました。

2 支援活動経過報告

- ・1月4日、在園児34名にお年玉をプレゼントしました。

3 今年度会計中間報告

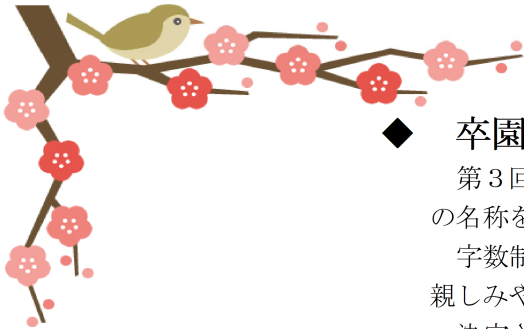
4 協議事項

- ・在園児への支援として「若草園を支える会文庫」を創設し、ホールに本棚を設置することとなりました。
- ・「若草園を支える会・基金」の有効活用について、平成24年度卒園児に遡り、就学、就職及び生活支援のために、卒園後5年間年額3万円を奨励金として支給することが検討されました。奨励生には支える会に入会してもらうように働きかけることとなっています。
- ・前回の会報で発送作業ボランティアを募集したところ、6名の登録を申し受けました。今号の発送からご協力いただいています。引き続き皆様の参加を募集しています。

5 その他

- ・会員名簿の管理システムは計画通り開発が進んでいます。
- ・若草園に紙折り機が寄贈されることになりました。
- ・支える会活動年度の区切りを変更することについて提案がありました。

今回の検討事項については、5月の総会で議案として提出し、皆様に諮らせて頂きます。総会へは多数のご参加をお待ちしています。



◆ 卒園児奨励金の名称を募集しています

第3回役員会で具体的な支援内容が検討された卒園児に対する奨励金制度の名称を募集しています。

字数制限はありませんが「〇〇〇奨励金」という名前になるような形で、親しみやすく、長く愛される名称のアイデアを是非！お寄せ下さい。

決定された名称は総会で発表いたします。

締切は 4月10日 です。

応募、お問い合わせは…

郵送⇒〒787-0155 四万十市下田2211 若草園を支える会

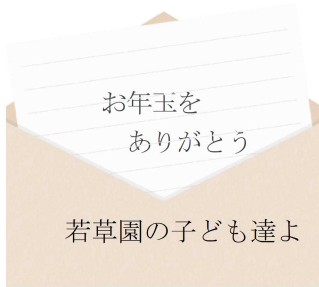
TEL ⇒ (0880) 33-0247 担当 寺田または瀬戸

FAX ⇒ (0880) 33-0518

Email⇒ wakakaikei@trad.ocn.ne.jp

* お名前とご連絡先の明記をお願い申し上げます。



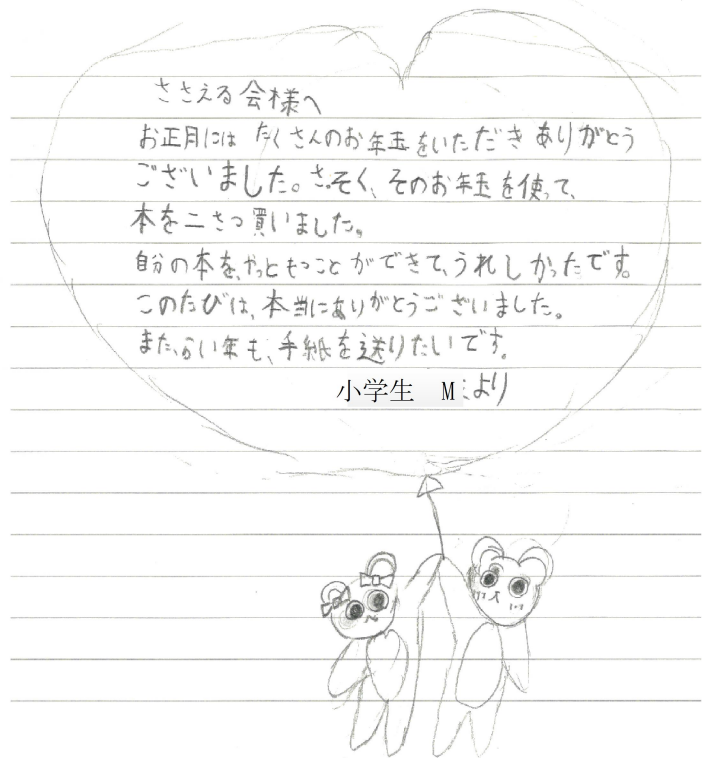


1月4日、若草園を支える会より在園児全員へお年玉をプレゼントしました。当日在園している子ども達には、一人ひとりに、林会長からポチ袋が手渡されました。大きな声で元気にお礼を言う子、名前を呼ばれて照れくさそうに受け取る子と、反応は様々でしたが、皆とても嬉しそうでした。お礼の手紙が届いているのでご紹介します。



若草園を支える会の方へ
 ありましておめでとうございませう。
 そして、お年玉ありがとうございました。お礼が遅くなってしまい、申し訳ありません。若草園を支える会の方に頂いたお年玉は大切に使用しました。私の弟は、大好きなうしコンを買って、とてもうれしそうでした。妹も女の子らしい、ドレスセットを買って、セトリ中にあったくつは、毎日使っているほふ風に入っています。そして私も欲しか、た本をたくさん買うことか、とてうれしいです。
 私達の家は、あまりお金に余裕がなく、家へ帰ってもお年玉はなかったの、第二の親か、うも、うれしく、たです。
 私は今年受験生なので、勉強も頑張っています。これからは、若草園を、私達を支えて下さい。
 本当にありがとうございました。

中学生 A



皆さまの声をお聞かしてください。



✉事務局直通メール wakakusaenjimu@dream.ocn.ne.jp



平成28年度会員数は平成29年1月26日現在 756名
 いただいた会費は 1,139,000円です。

☆ たくさんの皆さまのご支援に心から御礼申し上げます ☆

「若草園を支える会」は、県西部の児童福祉の中核をなす若草園で育つ子どもたちや、社会の中で様々な困難に直面している卒園児たちの健やかな成長と安心した暮らしを願い設立されました。趣旨に賛同していただける皆さまに、1口千円の年会費による支援をお願いしています。会員様には会報や機関紙、若草園の行事案内などを3年間お届けいたします。

* 所得税法に定められた社会福祉法人に対する寄付金控除を受けられる方はお手数をおかけしますが、事務局までご一報ください。当会会費としては扱われませんが、若草園運営のためのご寄付に振替えさせていただきます。

(郵便振替の領収書のみでは税控除の対象と見なされませんので、特にご注意ください。)

